

「運営の基本方針」をめぐって (金融再生委員会の宣言を読んで)

今週20日、金融再生委員会は「運営の基本方針」と題する今後の取組み方針を発表した。この全文を読むと、金融再生に賭ける委員会の意気込みが伝わってくるが、何故このような方針を発表するに至ったかは検討に値する問題のように思われた。

現在、「金融機関処理問題」をめぐって政・官・財入り乱れての攻防が行われているに違いない。私のような遠く離れた存在が何を言うかと笑われることは承知で、それでもこの問題が中小企業経営に少なからぬ影響を与えるとの観点から、今回の「方針」を解剖してみたい。

19日の新聞に「やはり」と思われた報道がなされた。読んだ方も多いと思うが、自民党の金融問題調査会が2001年4月に予定されているペイオフ実施を再検討するとの記事が掲載された。ペイオフの実施時限が近づくと、一部「静かな取り付け」と呼ばれる預金流失現象が顕在化する中で、金融機関関係者の不安はかなり高まっている。「このままでは貸し渋りは解消しない」という論調を上段に振りかざし、ペイオフ実施の延期論が台頭してきた。

自民調査会の動きは、こうした金融関係者の不安と無縁ではない。しかし、金融再生委員会はこうした動きを封殺すべく、2001年4月ペイオフ実施を明言し、併せて従来型の護送船団方式との訣別と明確なルールの下での透明性の確保を宣言した。

この「基本方針」はそうした基本姿勢を明らかにした上で、1.金融機関の財務内容の健全性確保、2.金融機能の早期健全化、3.金融機関の破綻処理、で構成されている。

1.では、とかく不信の眼で見られている財務諸表(決算書類)の信頼を確固とするために、厳格な資産の査定・引当て及び適時適切なディスクロージャーを行うこととしている。

2.では、自己能力で不良債権の償却処理を進めることが困難であれば早期健全化法により必要な資本を増強するとしているが、その場合、努力を怠る銀行は排除し、思い切った業務の再構築・経営合理化等を行う金融機関が対象となることを明確にしている。

3.では、客観的な検査結果、経営の健全性の

確保が困難と判断された金融機関は存続させないと明言し、透明性の高い破綻処理を行うとしている。

この「基本方針」が今後の金融行政を律する憲法となるものと思われるが、この時期にこの方針を発表するのは、前述のペイオフ延期論を退け、金融機関経営者に最後の危機感を持たせる狙いがあるように見える。

今週発表された弱者連合と揶揄される三井信託と中央信託の合併も、金融監督庁の意向に突き動かされて合併に追い込まれたとの見方が大勢だ。金融再生委員会・金融監督庁は相当の危機感を抱いているものと思われる。

昨年誕生した金融監督庁は、曲がりなりにも日本で初めての独立した検査監督機関である。この監督庁は昨年春から大手銀行地方銀行の検査を順次行ったが、結果は「相当ひどかった」のではないか。それは、長銀や日債銀で次々と明らかにされた粉飾手口を見ればある程度推測がつくというものだ。

大手銀行から地域銀行に至るまで、程度の差こそあれ「決算操作」が常態化し、おそらく監督庁がその実態を把握するにつれ、我が国の金融システムの円滑な機能を確保する上でこの問題をこれ以上先送りすることは不可能と判断したのではないだろうか。

昨年末の日債銀の国有化は、ある意味で意表をつくものであった。日債銀をめぐる市場の動きは平穏であって、市場が日債銀の退場を促した訳ではなかった。日債銀に退場を宣告したのは金融再生委員会だったことは、金融機関経営者にとって衝撃だった(と思う)。既に金融再生委員会・金融監督庁ラインは方向を変えていたのだ。

昨年12月22日、金融監督庁は「検査マニュアル」原案を公表し、資産査定を厳格に行った上で、灰色債権に対する貸倒引当金の引当率の大幅引上げを義務付けた。金融界は反発しているが、外堀はドンドン埋められて行く。

これらの問題の推移と中小企業経営は無関係ではない。金融システム再生が否応なく金融収縮をもたらすとすれば、中小企業も銀行に依存しない体質を作り上げることが求められる。時間はかかるだろうが、それでもやらなければならない。